



平成 21 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社アップガレージ  
代表者名 代表取締役社長 石田 誠  
(コード番号：3311 東証マザーズ)  
問合せ先 コーポレートサービス部長 大塚康雄  
(TEL. 042-799-5577)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 10 期定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

(1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律88号、以下「決済合理化法」という)の施行を機に現行定款規定の見直しを行い、以下のとおり変更を行うものであります。

① 決済合理化法附則第 6 条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年 1 月 5 日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第 8 条(株券の発行)を削除するものであります。

上記みなし定款変更に伴い、現行定款第 10 条第 3 項を削除し、株式取扱規程に定める事項を明らかにするため現行定款第 11 条に「株主の権利行使に際しての手続き等」の文言を追加するものであります。

② 「株券の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、現行定款第 9 条の「実質株主」、「実質株主名簿」の文言を削除するものであります。

(2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 19 条(任期)につき所要の変更を行うものであります。

(3) 上記の変更に伴い、条数の繰上げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 25 日(木曜日)

以上

現行定款	変更案
<p>第1条～第7条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)に記載又は記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項並びに本定款に別段の定めのあるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>③ <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条～第18条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>[削除]</p> <p>第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② 前項並びに本定款に別段の定めのあるもののほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</p> <p>[削除]</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、<u>株主の権利行使に際しての手続き等</u>については、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第11条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>[削除]</p>

現行定款	変更案
<p>第 20 条～第 45 条 (条文省略)</p> <p>[新設]</p>	<p>第 19 条～第 44 条 (現行どおり)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。</p> <p><u>第 2 条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p><u>第 3 条</u> 本附則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</p>

以上